

## 平成20年度 中学校「理科」指導者養成長期研修（前期・後期）実施要項

- 1 目的 理科教育の充実のために、政令指定都市および中核市と共催し、中学校理科担当教諭に対し理科に関する研修を実施し、その資質と指導力の向上を図り、所属市町村及び地域、そして本府の理科教育の振興に資する人材を育成する。
- 2 対象者 中学校理科担当教諭のうち、理科の指導に積極的に取り組む熱意と研究意欲を有し、研修終了後は理科教育の指導者として学校及び地域で活躍が期待できる教諭。（原則として教職経験３年以上20年以下。市町村教育委員会の推薦を受けた者。）
- 3 研修内容等

| 研 修 名                    | 日 時                                                       | 研 修 内 容                                                                                                  | 講 師                                                | 募集人員 |
|--------------------------|-----------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|------|
| 中学校「理科」指導者養成長期研修<br>(前期) | 平成20年<br>4月1日(火)<br>～<br>平成20年<br>9月30日(火)<br>9:00～17:45  | 中学校理科教育の内容に関して、物理・化学・生物・地学の各領域、また環境教育や総合的学習の時間等の複合的領域にわたり、基礎から応用までの知識、観察・実験の技法を習得し、さらに、実践的な教材研究・授業研究を行う。 | 大阪府教育センター<br>職員<br>政令指定都市および中核市教育委員会指導主事等<br>大学教授等 | 4名   |
| 中学校「理科」指導者養成長期研修<br>(後期) | 平成20年<br>10月1日(水)<br>～<br>平成21年<br>3月31日(火)<br>9:00～17:45 | 同 上                                                                                                      | 同 上                                                | 4名   |

- 4 会 場 大阪府教育センター（大阪市住吉区苅田 4丁目13番23号 電話 06-6692-1882）

地下鉄御堂筋線「あびこ」駅下車、東北東へ約700m  
JR 阪和線「我孫子町」駅下車、東へ約1,400m  
近鉄南大阪線「矢田」駅下車、西南西へ約1,700m

大阪市教育センター（大阪市港区弁天 1-1 電話 06-6572-0263）

JR 環状・地下鉄中央線「弁天町」駅下車

堺市教育センター（堺市中区深井清水町 1426 電話 072-270-8120）

泉北高速鉄道「深井」駅下車、北西約800m

東大阪市教育センター（東大阪市荒川 3丁目4番21号 電話 06-6727-0112）

近鉄奈良線「永和」駅下車、西へ約150m

- 5 担当室 大阪府教育センター教科教育部理科第一室及び理科第二室

## 6 その他

- (1) 研修応募時に本人の「受講願」及び市町村教育委員会教育長の「推薦書」を提出する。
- (2) 研修終了時に「研修成果報告書」を提出する。
- (3) 本研修受講修了者については、公開研究授業や校内研修等を積極的に実施するとともに、教育センターにおける研修の講師として活用する。
- (4) 研修会場は、大阪府教育センター、大阪市教育センター、堺市教育センター及び東大阪市教育センターとするが、その他の場所で実施することがある。
- (5) 大阪府教育センターは、受講者の所属校を「理科振興拠点校」と指定し、理科振興拠点校の協力のもと、授業研究、教材開発等において支援する。する。
- (6) 受講者の通勤手当については、所属校において大阪府教育センターを勤務公署として支給する。なお、原則として、自家用自動車等での通勤認定は行わないこととする。
- (7) 受講者の出席状況については、毎月、市町村教育委員会教育長あて、出席簿の写しを添えて通知する。
- (8) 自家用自動車等で来所しないこと。